



島根県報

平成30年5月15日（火）

第3,005号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例施行規則 (管 財 課) 2

【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 7

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定 (障がい福祉課) 7

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業廃止の届出 (") 7

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定一般相談支援事業者の指定 (") 8

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定の更新 (") 8

大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出 (中 小 企 業 課) 9

【公 告】

島根県第四期共同利用型電子申請サービス提供業務に係る提案競技の実施 (情 報 政 策 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例施行規則（規則第61号）

1 規則の概要

- (1) 放置自動車の撤去を促すために当該放置自動車に貼り付ける警告書について定めることとした。（第3条・様式第1号関係）
- (2) 放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署への通報は、当該放置自動車が盗難に係るものであるかどうかの確認のために行うものとする。こととした。（第4条第1項関係）
- (3) (2)による通報は、書面により行うものとする。こととした。（第4条第2項関係）
- (4) 放置自動車の状況、所有者等その他の事項の調査等をする職員の身分を示す証明書について定めることとした。（第5条・様式第2号関係）
- (5) 放置自動車を移動し、及び保管した場合における当該放置自動車の所有者等に対する通知について定めることとした。（第6条第1項・様式第3号関係）
- (6) 放置自動車を移動し、及び保管した場合において、当該放置自動車の所有者等が判明しないときの公示は、島根県庁前の掲示場、当該公示に係る放置自動車が置かれていた場所の管理を担当する地方機関の掲示場その他知事が必要と認める場所に掲示して行うものとする。こととした。（第6条第2項関係）
- (7) 放置自動車を移動し、及び保管した場合における警察署への通知は、書面により行うものとする。こととした。（第6条第3項関係）
- (8) 放置自動車の所有者等が判明した場合における当該所有者等に対する勧告及び命令は、書面により行うものとする。こととした。（第7条関係）
- (9) 廃自動車認定又は廃自動車認定が困難な場合の処分に係る公示は、島根県報に登載して行うものとする。こととした。（第8条関係）
- (10) 条例に規定する知事の権限に属する事務は、当該放置自動車がある県有地等を所管する公営企業管理者の権限を有する者、病院事業管理者、教育委員会教育長又は警察本部長に委任することとした。（第9条関係）

2 施行期日

平成30年7月1日から施行することとした。

規 則

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第61号

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例（平成30年島根県条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(警告書)

第3条 条例第4条第1項の警告書は、様式第1号によるものとする。

(警察署への通報)

第4条 条例第4条第2項の規定による警察署への通報は、放置自動車が盗難に係るものであるかどうかの確認のために行うものとする。

2 前項の規定による通報は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合については、この限りでない。

- (1) 確認日時
- (2) 放置場所
- (3) 放置自動車に関する事項
- (4) その他参考となる事項
(身分証明書)

第5条 条例第4条第4項の証明書は、様式第2号によるものとする。

(放置自動車の移動及び保管に係る通知等)

第6条 条例第5条第2項の規定による通知は、様式第3号により行うものとする。

2 条例第5条第2項ただし書の規定による公示は、島根県庁前の掲示場、当該公示に係る放置自動車が置かれていた場所の管理を担当する地方機関の掲示場その他知事が必要と認める場所に掲示して行うものとする。

3 条例第5条第3項の規定による警察署への通知は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項
- (2) 移動日時
- (3) 保管場所
(勧告及び命令)

第7条 条例第6条第1項の規定による勧告及び同条第2項の規定による命令は、書面により行うものとする。

(公示の方法)

第8条 条例第7条第2項又は第8条第2項の規定による公示は、島根県報に登載して行うものとする。

(事務の委任)

第9条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、当該放置自動車がある県有地等を所管する公営企業管理者の権限を有する者、病院事業管理者、教育委員会教育長又は警察本部長に委任する。

- (1) 条例第4条第1項の規定による調査及び警告書の貼付けに関すること。
- (2) 条例第4条第2項の規定による通報に関すること。
- (3) 条例第4条第3項の規定による調査に関すること。
- (4) 条例第5条第1項の規定による移動及び保管に関すること。
- (5) 条例第5条第2項の規定による通知及び公示に関すること。
- (6) 条例第5条第3項の規定による通知に関すること。
- (7) 条例第6条第1項の規定による勧告に関すること。
- (8) 条例第6条第2項の規定による命令に関すること。
- (9) 条例第7条第1項の規定による認定に関すること。
- (10) 条例第7条第2項の規定による公示に関すること。
- (11) 条例第8条第1項の規定による処分に関すること。
- (12) 条例第8条第2項の規定による公示及び処分に関すること。
- (13) 条例第9条の規定による費用の請求に関すること。

附 則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

警 告 書

この自動車の所有者等（自動車の所有権、使用权若しくは占有権を有している者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいいます。）は、至急、この自動車を撤去してください。

この警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過する日までに撤去されない場合は、島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例の規定に基づき、県において処分することがあります。この場合には、この自動車の所有者等に対し、処分に要した費用を請求することがあります。

なお、この自動車の所有者等に心当たりのある方は、下記まで連絡してください。

警告書貼付け日

年 月 日

島根県知事

(第9条の規定による委任を受けた者)

連絡先

様式第2号 (第5条関係)

第 号
身 分 証 明 書
所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
上記の者は、島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例第4条第1項及び第3項の規定による調査を行う職員であることを証する。
<div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 島根県知事 印 (第9条の規定による委任を受けた者) </div>

島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例 (抜粋) (調査等)
第4条 知事は、県有地等に放置自動車があるときは、その職員に、当該放置自動車の状況、所有者等その他の事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車の見やすい箇所に貼り付けさせることができる。
2 [略]
3 知事は、第1項の規定により放置自動車を調査させる場合において、車外からの調査では所有者等が判明しないときは、その職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあつては、当該施錠を解除させ、その目的を達成するために必要な最小限度において車内等の調査をさせることができる。
4 第1項及び前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
5 第1項及び第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例施行規則 (抜粋) (事務の委任)
第9条 条例に規定する知事の権限に属する事務のうち次に掲げるものは、当該放置自動車がある県有地等を所管する公営企業管理者の権限を有する者、病院事業管理者、教育委員会教育長又は警察本部長に委任する。
(1) 条例第4条第1項の規定による調査及び警告書の貼付けに関すること。
(2) [略]
(3) 条例第4条第3項の規定による調査に関すること。
(4)～(13) [略]

様式第3号 (第6条関係)

第 号
年 月 日

様

島根県知事



(第9条の規定による委任を受けた者)

放置自動車移動保管通知書

下記の放置自動車を島根県県有地等における放置自動車の処理に関する条例第5条第1項の規定により移動し、及び保管しましたので、同条第2項の規定により通知します。

つきましては、事前に下記まで連絡のうえ、速やかに当該自動車を引取りください。

なお、移動及び保管に要した費用を同条例第9条の規定により後日請求します。

記

放置自動車の状況等

放置されていた場所	
車 名	
塗 色	
自 動 車 の 種 別	
自 動 車 登 録 番 号 又 は 車 両 番 号	
移 動 日	年 月 日
保管している場所	

連絡先

担当課 (所) :

電 話 :

F A X :

告 示**島根県告示第343号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 岩多屋	福祉用具貸与	(株) 岩多屋福祉事業部 浜田	浜田市下府町388番地27	平成30年 5月 1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 岩多屋	特定福祉用具販売	(株) 岩多屋福祉事業部 浜田	浜田市下府町388番地27	平成30年 5月 1日
	特定介護予防福祉用具販売			
株式会社 岩多屋	福祉用具貸与	(株) 岩多屋福祉事業部 出雲	出雲市長浜町659-21	平成30年 5月 1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 岩多屋	特定福祉用具販売	(株) 岩多屋福祉事業部 出雲	出雲市長浜町659-21	平成30年 5月 1日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第344号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
一般社団法人C o p a i n	共同生活援助	C o p a i n ' s H o u s e	浜田市殿町65-15	平成30年 5月 1日

島根県告示第345号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター出雲	出雲市大津朝倉三丁目4-5	平成30年 3月31日
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター出雲	出雲市天神町869番地 天神	平成30年 3月31日

		雲みなみ	ビル3F B1号室	
株式会社ニチイ学館	同行援護	ニチイケアセンター浜田	浜田市田町1681 小川ファミリービル2F	平成30年3月31日

島根県告示第346号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定により告示する。

平成30年 5 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人博愛	地域移行支援 地域定着支援	相談支援事業所にじ	隠岐郡隠岐の島町都万2582 - 1	平成30年 5 月 1 日

島根県告示第347号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新したので告示する。

平成30年 5 月 15 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	更新年月日
名 称	所 在 地		
やましろクリニック	松江市山代町1001番地	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
杉原クリニック	安来市南十神町19-9	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
有限会社みはし薬局	浜田市相生町3946	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
荘原中央薬局	出雲市斐川町荘原2192-3	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
ファーマシ薬局ひかわ	出雲市斐川町直江4897-3	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
かもめ薬局稗原店	出雲市稗原町2487-1	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
きらら薬局	出雲市神西沖町2072-1	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
有限会社つくし薬局	出雲市里方町864番地2	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
旭おりづる薬局	浜田市旭町丸原139-8	育成医療 更生医療	平成30年 5 月 1 日
益田薬局緑ヶ丘店	益田市高津六丁目23-21	育成医療 更生医療	平成30年 5 月 1 日
漢方益田薬局	益田市あけぼの本町9-2	育成医療 更生医療	平成30年 5 月 1 日
有限会社甲佐薬局大和通店	益田市須子町10-28	育成医療 更生医療	平成30年 5 月 1 日
エイト薬局	雲南市大東町飯田92-7	精神通院医療	平成30年 5 月 1 日
川本おりづる薬局	邑智郡川本町川本384-7	育成医療	平成30年 5 月 1 日

		更生医療	
有限会社望月薬局	鹿足郡津和野町後田口341	育成医療 更生医療	平成30年 5月 1日
有限会社三五舎薬局	鹿足郡津和野町森村口70番地	育成医療 更生医療	平成30年 5月 1日

島根県告示第348号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要**(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

平田中ノ島3街区（思い出横丁ぶらり） 島根県出雲市平田町7169

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

破産者 株式会社中ノ島ニューシティプラザ 破産管財人 大國 暢子 島根県出雲市今市町883

(3) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

1,412平方メートル

(4) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となった日

平成23年 8月11日

2 届出年月日

平成30年 5月 1日

公 告

島根県第四期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

平成30年 5月15日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 提案競技に付する事項**(1) 名称**

島根県第四期共同利用型電子申請サービス提供業務の調達

(2) 仕様

島根県第四期共同利用型電子申請サービス提供業務提案競技仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

契約の日から平成36年 3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

79,338千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、消費税及び地方消費税の率分は、平成31年9月30日までは8%、平成31年10月1日以後は10%である。

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。
- ケ 国、都道府県又は市町村において、電子申請システムの開発業務又は電子申請サービスの提供業務を過去に受注した実績を有する者であること（共同利用体の代表者としての実績を含む。）。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

- (ア) 目的
- (イ) 企業体の名称
- (ロ) 構成員の住所及び名称
- (ハ) 代表者の名称
- (ニ) 代表者の権限
- (ホ) 構成員の出資の割合
- (ヘ) 構成員の責任
- (フ) 取引金融機関
- (ク) 決算
- (コ) 利益金の配当の割合
- (ケ) 欠損金の負担の割合
- (セ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ソ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ゼ) 解散後の瑕疵担保責任
- (ヨ) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 共同企業体の代表者は、(1)のケに該当すること。

オ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年5月15日（火）から同月22日（火）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

(2) 配布場所

松江市殿町1番地（島根県庁本庁舎4階） 島根県地域振興部情報政策課システム運用グループ

(3) 配布手続

配布場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

4 提案競技説明会

提案競技説明会は、行わない。

5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、平成30年5月22日（火）午後4時までとする。

(3) 提出先

郵便番号690-8501

松江市殿町1番地 島根県地域振興部情報政策課システム運用グループ

電話 0852-22-5571 ファクシミリ 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

(4) 質問に対する回答は、平成30年6月1日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しファクシミリ又は電子メールにより通知する。

6 提案競技参加資格確認審査に関する事項

(1) 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求められることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書 1部

イ 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）

ウ 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）

エ 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

オ 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）

カ 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）

キ 担当者届 1部

ク 受注実績届 1部（契約書の写しを添付すること。）

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成30年6月8日（金）午後4時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後4時までに必着とする。

ウ 提出先

5の(3)に同じ。

(3) 提案競技参加資格確認審査結果の通知

平成30年6月13日（水）までに、郵送にて通知する。

7 提案書等の提出について

提案競技参加資格確認審査において、提案競技参加資格が認められた者は、以下により提案書等を提出すること。

(1) 提出書類の種類及び部数

ア 提案書等提出書 1部

イ 提案書 12部

ウ 見積書 1部

(2) 提出方法

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

平成30年6月25日（月）午後4時までに提出すること。また、郵送の場合は書留とし、同日午後4時までに必着とする。

ウ 提出先

5の(3)に同じ。

8 選定方法

(1) 選定の体制

ア 島根県第四期共同利用型電子申請サービス提供業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

イ 審査委員会による審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

(2) 選定の手順

ア 第1次審査

提案競技参加資格審査において提案競技参加資格を満たすと認められた提案者の提案について、提案書に関する書類審査を行い、数件の優良提案を選定する。

イ 第2次審査その1（提案書に関するプレゼンテーション）

第1次審査で選定された提案者による提案書に関するプレゼンテーションを実施し、提案内容を把握し評価する。

ウ 第2次審査その2（操作性に関するデモンストレーション）

第1次審査で選定された提案者による操作性に関するデモンストレーションを行い、操作性について評価する。

エ 契約予定者の決定

イ及びウの審査結果をもとに、契約予定者を決定する。

(3) 選定方法

ア 提案内容が仕様書の要求要件を全て満たしており、かつ、提案価格に100分の108（平成31年10月1日以後は100分の110）を乗じて得た額が予定価格の範囲内である提案を評価の対象とする。

イ 提案内容については、別に定める評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出す

る。

(4) 第1次審査結果の通知

平成30年6月29日（金）までに郵送で通知する。

なお、第1次審査を実施しなかった場合についても、その旨通知する。

(5) 第2次審査結果及び契約予定者の通知

平成30年7月17日（火）までに郵送で通知する。

(6) その他

その他、提案者の選定方法等に関する詳細については、提案競技説明書に定める。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ並びに書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーション及びデモンストレーションに要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Provision of and related support for Shimane Prefectural E-application system

(2) Deadline for submission of proposal documents : 4 : 00 p.m. 25 June 2018

(3) For further details contact : Information Policy Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane
Prefecture, 690-8501, Japan

TEL : 0852-22-5571